

県立伊丹西高等学校生徒指導に係るルール

1 生徒指導時の心得

- (1) 指導にあたっては生徒の内面理解に基づく指導を心がける。
- (2) 生徒の健康状態に十分配慮し、健康安全を最優先して指導する。
- (3) 指導後、関係教員との連携を密にし、綿密な事後指導を心がける。

2 生徒との携帯電話又はメール・SNSの使用について

(1) 携帯電話の使用について

① 生徒への連絡は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か保護者の携帯電話に連絡を行う。
左記連絡先への連絡が取れない場合、学校の電話を使用して生徒の携帯電話に連絡をとる。

② 生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。

③ 緊急の連絡を必要とするとき、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

(2) メール・SNSの使用について

① 教職員と生徒との間での使用は、教育活動（部活動指導・行事指導等）の必要時に限ることとし、メールやSNSを通じての個人的な指導や私的なやりとりは行わない。

② 教育活動の必要時であっても、メールやSNSを通じて生徒と直接的なやり取りを行う場合には、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得る。

その際、複数の教職員が参加することにより、情報を共有し、透明性を高める。

3 生徒との面談や相談等の実施方法について

- (1) 面談や家庭訪問等で行い、メールやSNSは使用しない。
- (2) 原則として、校内又は保護者在宅の生徒宅で実施する。
- (3) 家庭訪問の際は、必ず事前に管理職の許可を得た上で、日時を連絡し、保護者の承諾を得た上で複数の教職員で行う。
- (4) 相談内容に秘密性を保つ必要があり、やむを得ず1対1の面談を実施する場合であっても、原則として複数の教職員で対応する。

やむを得ず単独の教職員が対応する場合には、窓や扉を開けるなど、密室とならない環境を確保するとともに、管理職、又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

4 教職員の自動車への生徒の乗車について

- (1) 原則として、自家用車には生徒を乗せない。
- (2) 緊急時にやむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。
- (3) 部活動の等の生徒の移動に際しては、安易に保護者に自家用車での送迎を依頼しない。

5 教育活動における撮影機器の使用について

- (1) 生徒を撮影する際には、原則として学校が所有する撮影機器を使用し、個人所有の撮影機器は使用しない。
- (2) ただし、諸事情により上記の撮影機器を使用できない場合は、管理職に相談する。
- (3) 撮影データを校務系ファイルサーバ等に保存する場合は、管理職が指定した共有ドライブに保存する等、兵庫県教育情報セキュリティ対策基準を遵守する。なお、個人のクラウドサービスには保存しないこと。

- (4) 使用機器に関わらず、生徒を撮影する場合は、生徒や保護者に対して撮影の意図を明確に示すこと。

6 その他

- (1) むやみに生徒の体に触れない。
- (2) 上記の共通の留意点では、対応しきれないような状況が発生した場合には、管理職と協議をした上で対応する。ただし、緊急の場合は事後報告も可とする。

(令和8年4月 改定版)